

第2号（医療機関リスト）

分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

第2号の基準（医療機関リスト）は分類基準に基づき分類された区分に該当する医療機関の名称を具体的に記載するものである。

第3号（確認基準）

消防機関が傷病者の心身等の状況を確認するための基準

第3号の基準（確認基準）は、救急隊が傷病者の状況を確認（観察）することに関する基準である。特に緊急性、専門性、特殊性等に関する事項や、搬送先医療機関を選定する判断材料となる事項について基準を設定するものである。

なお、確認（観察）基準として設定されているものだけ行えばいいというのではなく、確認基準に基づく確認のほか、傷病者の状況に関する総合的な確認（観察）が必要である。